

令和元年 5 月 22 日

教育記者クラブ各位

岩手県立大学教育支援室

令和2年度岩手県立大学大学院(看護学・社会福祉学・総合政策研究科) 学生募集要項配付開始のお知らせ

岩手県立大学では、出願手続等を定めた「令和2年度岩手県立大学大学院学生募集要項」の配付を5月20日(月)から開始しましたのでお知らせします。

1 配付する学生募集要項

- ・令和2年度岩手県立大学大学院看護学研究科学生募集要項
- ・令和2年度岩手県立大学大学院社会福祉学研究科学生募集要項
- ・令和2年度岩手県立大学大学院総合政策研究科博士前期課程学生募集要項
- ・令和2年度岩手県立大学大学院総合政策研究科博士後期課程学生募集要項

2 学生募集要項の配布方法

本学ホームページで配布します。

入試情報のページ (<https://www.iwate-pu.ac.jp/examination/siryoudaigakuin.html>) からファイルをダウンロードし、必要事項を記入の上、出願書類として提出していただきます。
ダウンロード環境がない場合は、本学教育支援室入試グループから郵送します。

3 その他

選抜概要は別紙のとおりです。

ご不明な点については、本学教育支援室入試グループにお問い合わせください。

本件の問合せ先

岩手県立大学 教育支援室 入試グループ (担当: 曾部) TEL:019-694-2014 FAX:019-694-2035

令和2年度岩手県立大学大学院（看護学・社会福祉学・総合政策研究科）入学者選抜の概要

1 募集人員

(単位：人)

研究科・専攻	課 程	募集人員	
		学内推薦入試	第1次募集・第2次募集
看護学研究科 看護学専攻	博士前期課程		10
	博士後期課程		3
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻	博士前期課程	4	11
	博士後期課程		3
総合政策研究科 総合政策専攻	博士前期課程		10
	博士後期課程		3
合 計		4	40

2 選抜方法

研究科・専攻	課 程	志願者区分	選 抜 方 法
看護学研究科 看護学専攻	博士前期課程	一 般	専門科目・英語・面接
		社 会 人	専門科目・小論文・面接
		外国人留学生	専門科目・英語・面接
	博士後期課程	一 般	専門科目・英語・面接
外国人留学生		専門科目・小論文（英語含む）・面接	
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻	博士前期課程	一 般	専門科目・英語・面接
		一 般 (学内推薦入試)	面接
		社 会 人	専門科目・面接
	博士後期課程	区 分 な し	面接・修士論文とその要旨、あるいは修士論文に準じる業績を示すもの
総合政策研究科 総合政策専攻	博士前期課程	一 般	専門科目・英語・面接
		社 会 人	面接
		外国人留学生	専門科目・面接
	博士後期課程	一 般	面接・修士論文とその要旨、あるいは修士論文に準じる業績を示すもの
		社 会 人	
	外国人留学生		

3 選抜日程

(1) 第1次募集

研究科・専攻・課程	出願期間	選抜実施日	合格発表
看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程・博士後期課程	令和元年8月23日(金) ～ 8月27日(火)	令和元年9月14日(土)	令和元年9月25日(水)
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程・博士後期課程	博士前期課程(学内推薦入試) 令和元年6月24日(月) ～ 6月27日(木)	令和元年7月13日(土)	令和元年7月23日(火)
	令和元年8月23日(金) ～ 8月27日(火)	令和元年9月14日(土)	令和元年9月25日(水)
総合政策研究科 総合政策専攻 博士前期課程・博士後期課程			

(2) 第2次募集

※ 第1次募集の結果により、11月中旬に本学ホームページにおいて実施の有無を発表します。

研究科・専攻・課程	出願期間	選抜実施日	合格発表
看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程・博士後期課程	令和2年1月20日(月) ～ 1月22日(水)	令和2年2月8日(土)	令和2年2月17日(月)
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程・博士後期課程			
総合政策研究科 総合政策専攻 博士前期課程・博士後期課程			

4 その他

看護学研究科看護学専攻博士前期課程及び博士後期課程においては、現役の看護職及び養護教諭(社会人)について、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を適用することがあります。

特例が適用されると、学生の必要に応じて、夜間(6時限、7時限)、土曜日等の授業の開講や集中講義等を行うので、社会人が在職のまま修学する道が開かれます。

但し、特別措置を希望する者は、事前相談が必要となります。

※ 大学院設置基準第14条(教育方法の特例)

「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」